

きらりタウン赤碕のまちづくり憲章

～鳥取県初の快適・安らぎ新未来ライフ環境共生の街～

きらりタウン赤碕は、地球環境を保全するためエネルギー・資源・廃棄物などを有効に活用するとともに、周辺の自然環境、地域環境と調和し健康で快適な生活を育む住宅団地になればと思い整備しています。

「住みよい環境づくり」はお住まいになる皆様方が実現しようとする気持ちが大切です。そこで、「環境と共生するまちづくり」の指針としていただくために以下のような項目で、まちづくり憲章をつくりました。

本当に住みよいと感じるようなまちにしていくには、何よりもお住まいになる皆様お互いの協力が大切です。

皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

(適用範囲)

「きらりタウン赤碕のまちづくり憲章」における住宅計画にあたっては、建築基準法及び住宅金融公庫建設基準、その他の法令等に定めるところによるほか、この基準で定めるところの主旨を充分にご理解ください。

(環境と共生する建物)

建物には環境と共生する技術的な要素の積極的な活用に努めてください。

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 省エネルギー化 | 高気密・高断熱化構造、日照・風などを利用する住戸設計等 |
| (2) 自然エネルギーの活用 | ソーラーシステム、日照・風などを利用する住戸設計等 |
| (3) 廃棄物の削減 | 再生・再利用がしやすい部材の使用、コンポストシステム等 |
| (4) 資源の有効利用 | 雨水利用、風呂の残湯を洗濯用に利用する注水システム等 |
| (5) その他 | 節水・節電型設備機器等 |

(宅地の形状変更)

宅地の造成地盤高は変更できないものとします。ただし、構造物の築造に伴う残土の宅地内敷き均し程度は除きます。

(宅地利用の制限)

歩道のある幹線道路（県道船上山赤碕線）及び準幹線道路（町道桜ヶ丘上野線）から宅地への車両の出入りはできないものとします。

(建物の用途等)

建物は原則として専用住宅とし、建物の配置、間取り、窓の位置、屋根（雪持等）の構造について十分配慮し、近隣相互の快適な居住性の確保に努めてください。ただし、下記の要件に

ついでに会社が許可したものに限り、店舗併用住宅も可能とします。

- ① 店舗部分の面積は建物延床面積の2分の1以内とします。
- ② 下記の業種等は許可しないこととします。

カラオケ、パチンコ、マージャン、ボーリング場、ゴルフ及びバッティング練習場、鉄工所、製材所、工場、自動車整備業、営業用車庫及び倉庫等で第2種中高層、第1種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域に建築してはならない建築物。悪臭、騒音等で周辺住民に悪影響を与えると予想される業種。

(建設戸数の制限)

同一宅地内に独立した2以上の建物の建設はできないものとします。(ただし、車庫、物置等は除きます。)

(外壁の後退距離)

住宅の外壁面からの後退距離は、道路に面する側にあつては道路境界線から1.0m以上、隣接地に面する側にあつては、隣地境界線から1.5m以上としてください。

ただし、北側隣接地に対しては積雪、隣地採光等に関し、建て方、屋根形状等に特に配慮し、こうした配慮を行うことが困難な場合は、隣地境界線から2.0m以上としてください。

(建物の最高の高さ)

建物の最高の高さは1.0mとします。

(屋根、外壁の色彩)

住宅の屋根、外壁は、できる限り落ち着いた色彩を基調とし、周辺環境との調和に充分努めてください。

(境界の施工)

宅地内の土、雨水が道路及び隣接地に流れ込まないように、土留処理をしてください。この場合、構造物の天端の高さは宅地地盤から30cm以下に施工してください。

(囲障等)

- (1) 宅地内に囲障を設ける場合は、なるべく、生垣または開放的なフェンス等とします。なお、基礎部分として構造物を築造する場合は、宅地地盤から30cm以下に施工してください。
- (2) 自然とのふれあいを失わないように環境の整備、植樹の維持管理に努めてください。

(排水処理)

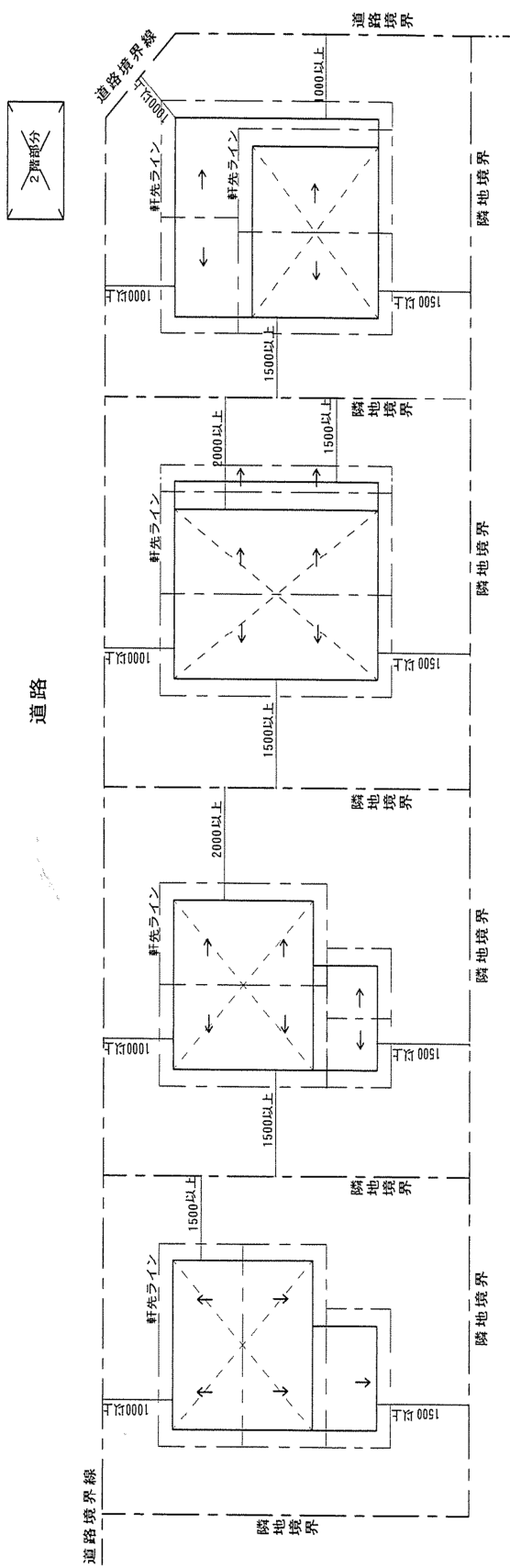
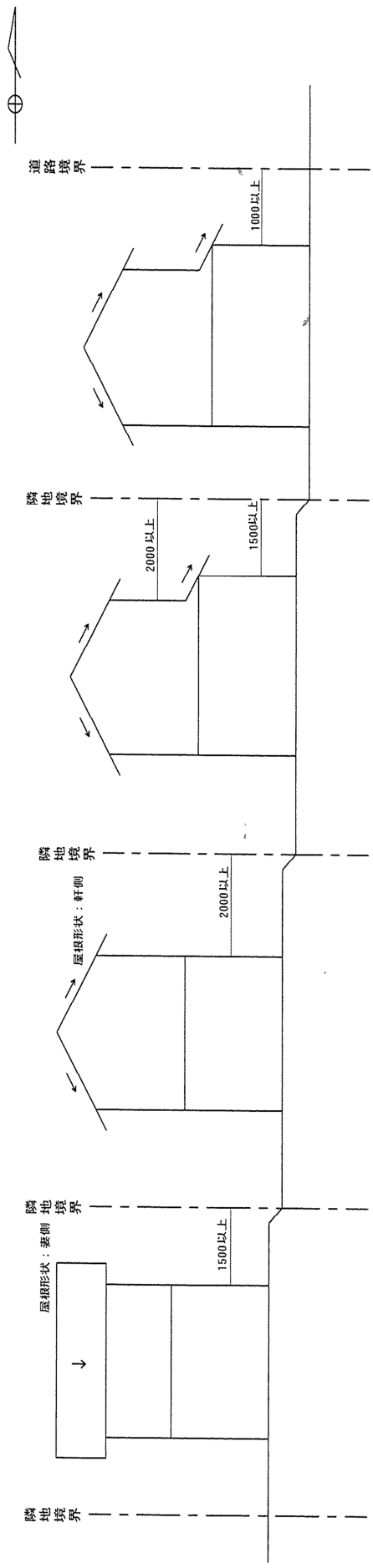
- (1) 汚水は宅地内の既設汚水樹へ接続してください。
- (2) 雨水は雨水樹を設置し、道路側溝へ接続してください。

(車庫等)

車庫等は、周囲との調和に配慮するものとし、積雪等により隣接地に支障が生じない配置、形状、構造としてください。

(附属物に関する制限)

住居地域内に広告看板、広告塔、自動販売機等を設置する場合は、事前に公社へ申請し、許可後に設置するものとします。



(境界の施工例)

